

令和3年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第1回 鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会議事録

開催日時	令和3年10月4日(月)9時58分~11時10分
開催場所	鹿児島合同庁舎 第2会議室
出席者	公益代表委員 (3名) 石塚孔信 志賀玲子 原田いづみ (敬称略)
	労働者代表委員 (3名) 下小蘭祐一 西畑浩文 三浦辰男 (敬称略)
	使用者代表委員 (3名) 田代充明 鳥原康 濱上剛一郎 (敬称略)
	事務局 (3名) 榎園労働基準部長 勝田賃金室長 壺屋賃金室長補佐
議題	1 部会長及び部会長代理の選出について
	2 最低賃金を決定する場合の確認事項について
	3 「産業別最低賃金から除外する手当」と「適用除外となる労働者」の取扱いについて
	4 実地視察、参考人意見聴取の実施の必要性の有無について
	5 審議に当たっての労使各側の基本的考え方について
	6 今後の審議日程について
	7 その他
配付資料	1 鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿
	2 鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する申出書(写)
	3 鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)(写)
	4 鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)(写)
	5 令和3年度運営小委員会における労使の主な主張
	6 鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)(写)
	7 最低賃金の改正決定について(諮問)(写)
	8 令和2年度産業別最低賃金決定状況(全国・ランク別)
	9 令和3年度電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金基礎調査結果
	① 労働者数復元
	② 事業所数復元
	10 鹿児島県の産業別最低賃金の改定状況の推移
	11 令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
	12 鹿児島県の最低賃金
13 令和3年度地域別最低賃金の審議・決定状況	
14 鹿児島県金融経済概況(日本銀行鹿児島支店)	

○ 勝田賃金室長

皆さん、おはようございます。定刻より早いですが、皆さんお揃いですので、始めさせていただきます。

委員の皆様には、誠にお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。本日は、令和3年度第1回目の鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会ですので、部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、慣例により私が司会を務めさせていただきます。これ以降、電気関係製造業と呼ばさせていただきます。

まず、開催に先立ちまして、本日ご出席の委員の皆様をご紹介します。

お手元の資料1に委員名簿がございますので、ご覧下さい。この名簿順に従いましてご紹介いたします。

それでは先ず、公益委員からご紹介いたします。

石塚委員でございます。

○ 石塚委員

石塚です。よろしくお願いいたします。

○ 勝田賃金室長

志賀委員でございます。

○ 志賀委員

志賀です。よろしくお願いいたします。

○ 勝田賃金室長

原田委員でございます。

○ 原田委員

原田です。よろしくお願いいたします。

○ 勝田賃金室長

続きまして、労働者代表委員をご紹介します。

下小藪委員でございます。

○ 下小藪委員

下小藪です。よろしくお願いいたします。

○ 勝田賃金室長

西畑委員でございます。

- 西畑委員
西畑です。よろしくお願いいたします。
- 勝田賃金室長
三浦委員でございます。
- 三浦委員
三浦です。よろしくお願いいたします。
- 勝田賃金室長
次に、使用者代表委員をご紹介します。
田代委員でございます。
- 田代委員
田代です。よろしくお願いいたします。
- 勝田賃金室長
鳥原委員でございます。
- 鳥原委員
鳥原です。よろしくお願いいたします。
- 勝田賃金室長
濱上委員でございます。
- 濱上委員
濱上です。よろしくお願いいたします。
- 勝田賃金室長
最後に事務局でございます。労働局側の職員を紹介させていただきます。
労働基準部長の榎園でございます。
- 榎園労働基準部長
労働基準部長の榎園です。よろしくお願いいたします。
- 勝田賃金室長
賃金室長補佐の壺屋でございます。
- 壺屋賃金室長補佐
壺屋です。よろしくお願いいたします。

○ 勝田賃金室長

そして私、賃金室長の勝田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、1回目の専門部会でございますので、榎園労働基準部長よりご挨拶を申し上げます。

○ 榎園労働基準部長

本日は、大変お忙しい中、お集まりくださりまして、誠にありがとうございます。

令和3年度第1回鹿児島県電気関係製造業最低賃金専門部会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様方には、日頃から労働行政に対し、多大なご支援とご協力を賜っておりますことに、この場をお借りしまして、厚く御礼を申し上げます。

また、皆様方には、非常にお忙しい中、本年度の専門部会委員にご就任くださり、重ねて御礼申し上げます。事務局としましても、今後の本専門部会の運営が円滑に行われるよう努めてまいりますので、審議へのご出席にご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本年度の鹿児島県最低賃金につきましては、ご承知のとおり、8月6日に審議会会長より答申をいただきまして、時間額で28円アップの821円となり、10月2日から発効されております。

また、産業別最低賃金につきましては、去る8月13日に運営小委員会、8月24日に第4回鹿児島地方最低賃金審議会が開催されまして、ご審議をいただきましたところ、改正の必要性ありとの答申をいただき、労働局長の改正諮問を受けて、本日から専門部会を開催させていただくことになったところでございます。

産業別最低賃金につきましては、ご承知のとおり、労使双方がイニシアティブを発揮され、関係労使の合意の下、労働条件の向上や公正競争の観点から設定されるものでございます。

これまでこの産業別最低賃金の審議におきましては、平成26年度を除き、全会一致で議決をいただいております。

産業別最低賃金につきましては、労使のコンセンサスの下に設定されるべきものであるという考え方に基づいておりますので、今年度も、この基本的な考え方を尊重していただきながら、全会一致に向けて審議をしていただければ幸いに存じます。

委員の皆様方には、これから限られた期間の中で、大変なご苦勞をおかけするかと思いますが、本年度の審議が実りあるものとなりますようお願い申し上げます。簡単ではございますが冒頭のご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○ 勝田賃金室長

それでは、これから先は座って説明させていただきます。

会議に先立ち、委員の皆様にご挨拶を申し上げます。専門部会では、議事録を作成し、その議事録には発言者の氏名を記載することになっております。正確な議事録を作るために、大変ご面倒ですが、マイクを握り、進行役である部会長を除き、発言される際は、予めお名前を名乗っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

最初に、本日の議題 1 番目となります部会長と部会長代理を選出していただきたいと思いますが、最低賃金法第 25 条第 4 項により準用する同法第 24 条第 2 項の規定により、部会長及び部会長代理は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙するとなっております。

これまでの慣例により公益委員の皆様より候補者を推薦していただきまして、皆様にご承認いただくという選出方法で決定しておりますが、今年度もこの方法で決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 勝田賃金室長

ありがとうございます。それでは、お決まりでしたら公益委員の方から発表していただきたいと思います。

○ 志賀委員

公益委員の志賀でございます。この件につきましては、公益委員で協議しておりますので、私からその結果を報告させていただきます。

部会長に石塚委員、部会長代理に原田委員を候補者として推薦します。以上でございます。

○ 勝田賃金室長

ただ今、公益委員の志賀委員から、部会長に石塚委員、部会長代理に原田委員を推薦する旨のご報告いただきました。

そこで、皆様にお諮りいたします。ただ今の推薦のとおり、ご承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

○ 勝田賃金室長

ありがとうございます。それでは、鹿児島県電気関係製造業最低賃金専門部会の部会長に石塚委員、部会長代理に原田委員に決定させていただきます。

予め部会長席を設けるスペースがございませんでしたので、大変申し訳ございませんが、石塚部会長と志賀委員は、席を交代していただきますようお願いいたします。

では、石塚部会長にご挨拶をいただき、これからの議事進行をお願いいたします。

○ 石塚部会長

ただ今、部会長に推薦されました石塚です。

この専門部会につきましては、近年、非常に経済状況等々が変貌していて、なかなか難しいところもあります。さらに、今年は、去年からそうですが、コロナウイルスの蔓延、その影響で国内外のサプライチェーンが混乱をきたしているという状況に、それにプラスされている状況だと思えます。そういった中で、本県の電気関係の最低賃金をどうしていくかという話し合う場となっております。先程も、基準部長からも話がありましたように、この部会は、労使双方のイニシアティブによって、話を進めていくということになっておりますので、建設的なご

意見を賜りながら、進めていこうと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、座って議事を進めていきたいと思います。

それでは、ただ今より、令和3年度の第1回鹿児島県電気関係製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

先ず、本専門部会の成立につきまして、事務局よりご報告をお願いします。

○ 勝田賃金室長

本日の専門部会の成立についてご報告いたします。最低賃金専門部会につきましては、最低賃金審議会令第6条第6項により、本審に関する規定である第5条を準用するとされております。この第5条第2項では、審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないと規定されております。

本日の専門部会は、全ての委員がご出席いただいておりますので、定足数を満たし、有効に成立していますことをご報告いたします。

○ 石塚部会長

ありがとうございました。それでは、部会は成立しているということですので、これから審議を始めたいと思いますが、その前に、事務局から本日の資料の説明をお願いします。

○ 壺屋賃金室長補佐

本日の資料につきまして、説明いたします。

資料No.1は、令和3年度の当専門部会の委員名簿でございます。

資料No.2は、最低賃金法第15条第1項に基づき、労働者側から提出されました申出書の写しで、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改定を求めるものでございます。

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業につきましては、以後、電気関係製造業と呼ばさせていただきます。

平成20年7月に施行された改正最低賃金法により、産業別最低賃金は、労使のイニシアティブにより決定されるものと整理され、関係労使の申出を受けた行政機関が、最低賃金審議会の意見を聴いて決定できるとされたところでございます。この申出書がその申出に該当いたします。

資料No.3は、この申出を受けて、第2回本審において、改正の必要性の有無を諮問した諮問文の写しとなっております。

資料No.4は、必要性の有無を審議した運営小委員会における報告書の写しでございます。

資料No.5は、運営小委員会における労使の主な主張を、事務局で取りまとめたものでございます。

資料No.6は、運営小委員会からの報告を受けて、第4回本審で審議しました必要性の有無に関する答申文の写しとなっております。

なお、改正決定することを必要と認めるという結論につきましては、運営小委員会において全会一致となった結論であることを、念のため申し添えます。

資料No.7は、資料6にあります答申を受けて、最低賃金の改正決定について諮問を行った諮問文の写しでございます。

資料No.8は、令和2年度の電気関係製造業の最低賃金のランク別決定状況でございます。

資料No.9①は、本年度実施しました最低賃金に関する基礎調査の統計資料でございます。1枚目に最低賃金引き上げ額・率と影響率の関係表をお付けしております。その後ろに、総括表をお付けしております。総括表は、労働者数復元によるデータとなっております。1枚目でございます最低賃金引き上げ額・率と影響率の関係表は、総括表を基に作成したもので、未満率や引上げ額に応じた影響率の関係をとりまとめたものとなっております。

資料No.9②は、資料No.9①と同じ見方になりますが、ここにお付けしております総括表は、事業所数復元によるデータとなっております。

資料No.10は、平成2年度から令和2年度までの電気関係製造業の改定状況の推移をとりまとめたものがございます。

表が、上と下でございますが、上の表は、電気関係製造業最低賃金の未満率及び影響率を記載したものとなっております。下の表は、電気関係製造業最低賃金及び地域別最低賃金の引上げ額とその引上げ率を記載したものでございます。

資料No.11は、令和3年度の答申日ごとの発効予定日一覧表でございます。この一覧表は、あくまでも、最短の予定を示したものです。ちなみに、年内の発効を目指すとするれば、答申日の期限は11月1日月曜日となります。

資料No.12は、現行の鹿児島県の最低賃金の一覧表でございます。皆様ご承知のとおり、本年10月2日から地域別最低賃金は、821円に改定されました。電気関係製造業の最低賃金は、10月1日までは時間額815円でしたが、地域別最低賃金の改正に伴い、鹿児島県最低賃金額821円を下回ったため、10月2日から鹿児島県最低賃金額821円以上の支払いが必要となっております。

資料No.13は、全国における、本年度の地域別最低賃金の決定状況でございます。

資料No.14は、日本銀行鹿児島支店が9月7日に発表しました鹿児島県金融経済概況でございます。概要欄において、鹿児島県の景気は、このところ足踏み状態となっているとされております。

また、各論1の個人消費の中で、家電販売額は、前年を下回って推移しているとされております。

資料No.15は、鹿児島銀行、九州経済研究所が9月30日に発表した県内景況でございます。冒頭で、最近の県内景況は、生産活動が一部で持ち直し、投資関連がやや持ち直し、畜産関連、雇用情勢が横ばいとなっている。一方、消費関連が弱含み、観光関連が低調となっている。新型コロナウイルス感染拡大の影響が続き全体として弱含んでいるとされております。

また、2ページ目の消費関連において、7月の専門量販店販売額は、コンビニエンスストアが前年を上回ったものの、ドラッグストア、家電大型専門店が前年を下回ったとされております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○ 石塚部会長

どうもありがとうございました。ただ今の資料説明について、皆さんの方からご質問はござ

いませんか。資料については、よろしいでしょうか。

○ 石塚部会長

続きまして、議題2の最低賃金を決定する場合の確認事項について、事務局から説明をお願いします。

○ 壺屋賃金室長補佐

説明いたします。従来から、産業別最低賃金における金額審議は、全会一致で決定しております。これにつきましては、平成14年の中央最低賃金審議会の全員協議会報告の中で、関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議は、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましいとされているところでございます。

これを受けまして、平成14年度の鹿児島地方最低賃金審議会の第8回本審におきましても、同様な事項が合意されまして、平成26年度の電気関係専門部会以外は、これまで全会一致で議決してきたところでございます。

産業別最低賃金につきましては、労使各側のコンセンサスの下に設定されるべきものであるという考え方に基いておりますので、本年度も全会一致という決定に至るようにご努力いただきますことをご確認いただきたいと思います。

また、産業別最低賃金につきましては、従来から最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会において全会一致の結論が得られた場合には、専門部会の決議をもって本審の決議とするとの取り扱いを行ってまいりました。

このことについては、第4回本審で、本年度も同様の取り扱いをする旨決定されておりますので、これにつきましてもご確認をお願いいたします。

以上でございます。

○ 石塚部会長

どうもありがとうございます。ただ今の確認事項につきまして、皆さんの方から何かご質問はありませんか。毎年、確認事項を確認しているというので、よろしいでしょうか。

○ 石塚部会長

それでは、関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格によって、産業別最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力すること。それから、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会において全会一致の結論が得られた場合には、専門部会の決議をもって本審の決議とするという、この2点についてご確認よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 石塚部会長

どうもありがとうございます。それでは、ご確認いただけたものといたします。

それでは続きまして、議題3の産業別最低賃金から除外する手当と適用除外となる労働者の取扱いにつきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○ 壺屋賃金室長補佐

続きまして、私の方から説明させていただきます。

はじめに、産業別最低賃金から除外する手当について説明いたします。

資料12をご覧ください。鹿児島県最低賃金のリーフレットになります。リーフレットの下の方に黒丸が3か所ついています。

黒丸の3番目です。①から③の賃金は、最低賃金法及び最低賃金法施行規則で定められている賃金で、最低賃金に算入しない賃金でございます。その他に産業別最低賃金から除外する手当を地方の審議会で定めることが可能となっております。これまでは、最低賃金の対象となる賃金から精皆勤手当、通勤手当及び家族手当の3つの手当を除外しております。

次に、適用除外となる労働者について説明します。リーフレットの右側に、適用範囲欄がございます。そこに記載してありますとおり、適用除外となる労働者として、18歳未満又は65歳以上の者、そして、雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの、そして、清掃又は片付けの業務など、イ、ロ、ハの業務に主として従事する者の3項目が設定されております。

以上でございます。

○ 石塚部会長

どうもありがとうございました。ただ今、産別最賃から除外する手当と適用除外となる労働者につきまして、これまでの取扱いについて、事務局からご説明がありました。この取扱いにつきましては、本年度も従来と同様でよいのではないかと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 石塚部会長

ありがとうございました。それでは、産業別最低賃金から除外する手当と適用除外となる労働者の取扱いについては、従来どおり取り扱うことといたします。

次の議題は4番目の実地視察、参考人意見聴取の実施の必要性の有無についてです。

これにつきましては、関係する産業の方々が労使双方とも部会の委員になっておられますので、例年どおり、今後、必要に応じて対応することによろしいのではないかと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 石塚部会長

それでは、実地視察と参考人の意見聴取につきましては、例年どおり必要に応じて対応することにしたいと思います。

○ 石塚部会長

それでは、議題5の審議に当たっての労使各側の基本的考え方についてということになります。

労使の運営小委員会での主張につきましては、お手元の資料5にありますように、8月24日に開催された第4回本審におきまして、令和3年度運営小委員会における労使の主な主張として報告されたところですが、これと併せまして、各側から、本年度の最低賃金改正審議を行うに当たっての基本的考え方について、述べていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、先ず労側からお願いしたいと思います。

○ 三浦委員

それでは、労働者側の考え方ということで、資料を準備いたしましたので、資料に沿って、時間の関係もありますので、できるだけ簡潔に提案をしたいと思います。よろしく願いいたします。

まず、パワーポイントの資料になります。例年、文字を羅列した資料を作ってきていますが、今回、こういったスタイルで作ってまいりました。

1つは、労働者側の基本的考え方についてというホッチキス止めした資料です。もう1つは、右肩に別紙1と書かれた資料、それと3つ目の資料として、資料3の2と書いた最低賃金を引き上げやすい環境整備についてのこの3つを持ってまいりました。

労働者側の基本的な考え方について、別紙等々を使いましてご説明させていただきたいと思っています。

本日、話をさせていただく内容として記載しておりますが、1つ開けていただきまして、2ページの法定最低賃金制度につきまして、皆さんに言うことではないということは重々承知しているのですが、労働基準法と最低賃金法との関係をもう1回、しっかり見てみようと思って、こちらから入っていきたいと思っております。第1条について、そこに記載のとおりでございます。特に、最低賃金法については、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の資質向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的ということでございますので、この最低賃金の関係について議論していくと、これに則ってやっていくということであるということを確認しておきたいと思います。

3ページですが、法定最低賃金制度につきましては、先ほど基準部長の方からも話がありましたとおりでございますが、あえて絵にしてみました。地域別最低賃金は、全ての労働者の関係ということで、機能が特定最低賃金とは違うということです。特定最賃については、労使の取り組みを補完するものだというような位置付けでございます。後ほど説明いたします。また、適用の対象につきましても、事務局の方から説明があったとおり、基幹的労働者を対象にしておりますので、適用対象が全く違うということでございます。また、決定方式においても、記載のとおり地域別最低賃金とは異なるものであり、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を定めること必要として認められた場合に、決定されるという性格のものだというところで記載をいたしました。

4ページを開けてください。4ページは、最低賃金の決定方式別の件数ということで、概要になりますが、その右のほうです。丁度赤で書いてありますが、電気機械器具関係が、全国で

45 件ございます。この中で見ていただければ分かる通り、地域別最低賃金は 47 件、電気の関係が 45 件ということで、ほぼ全国を網羅している最低賃金でございます。ですから、故に比較的なものができます。鹿児島県の位置付けがどうあるべきかを議論していただきたいと思っております。5 ページ以降、電機産業の動向をまとめてみました。これは、出所の関係もありますけども、グラフ等々を使って国内の電機産業の生産高、売上高、在庫、その 1 からその 3 まで作っております。使用者側の皆さん、公益の皆さんも含めて、随分ご存じのことかと思いますが、半導体の製造装置は増加していますが、国内の生産高全体としては、3 年連続で減っているということです。

6 ページを開けてください。6 ページについては、品目別の生産高の推移ということで、並べております。新型コロナウイルス感染症拡大による世界経済の低迷等が生産高に大きく影響しているということですが、半導体の製造装置の製造等については、テレワーク等の普及によりパソコンの需要の増加、データセンター向けの半導体需要の拡大等々に加えまして、昨年末のアメリカの制裁発動により半導体の購入が困難となった中国が国内生産を加速していること。こういったことから増加となっているのではないかとということで、記載しております。それぞれグラフの方は、見ていただきたいと思えます。

7 ページですが、電機産業の動向の最後になります。在庫については、その 3 ということになります。2 行目のところに赤字で書いておりますけれども、電子部品・デバイスの生産・出荷指数については、2020 年春に底を打ったような形になっていて、増加傾向になっているのではないかとことを記載いたしました。残りは、すいませんがお目通しをお願いいたします。

8 ページは、情報サービス産業の売上高ということで、ソフトウェア開発、プログラム作成が牽引し、堅調に推移しているということでございます。こちらの方は、お目通しをお願いいたします。

9 ページですが、電機・電子産業の国内出荷、輸出・輸入ということで、まとめてございます。輸出の方は、そこに記載のとおりでございます。電機・電子産業の輸出額は、前年比で微増ということとなります。詳細については、そこに記載がありますので、お目通しをお願いいたします。輸入の方も、14 兆 3,292 億円ということで、前年度実績比 4.4% 増と、輸出も輸入も電機産業でとしては、伸びているということでございます。

少し速足で申し訳ございませんが、10 ページの情報サービス、インターネット関連を含めた雇用者数ということで、人数の方は、全国の合計という形になっておりますので、こちらの方はお目通しをお願いいたします。雇用者数は、増加しているということでございます。特に、情報サービス、インターネット関連の雇用増加が続いているという現状であると見ています。

11 ページ以降は、取り巻く環境ということで、企業の景況感。こちらの方は、既に発表されているものを並べた形になりますので、11 ページが、景況感になります。12 ページが雇用動向、13 ページが物価動向、14 ページが消費者態度指数、ここまで全国のそれぞれの動向を記載いたしました。グラフ等々を見ていただければと思っております。

そのうえで、15 ページは、先ほど話がありました鹿児島県内の状況について、まとめております。これにつきましては、日銀鹿児島支店の関係も先ほど話がありましたので、重なるところについては、省きたいと思えますが、2 番目の鹿児島財務事務所の関係も、そこに記載いたしました。3.5 ポイント改善をしているもののマイナスということで、ここは厳しい状況は続いていると、十分理解はしているところでございます。ただ製造業は、プラス 8.7 というよう

な数字がでておりました。世界的な半導体需要や今後の公共事業の増加を見込む声があり、0.7ポイント改善というようなことになっております。実際、職場としても、繁忙化が続いており、人手不足感も引き続き続いているとっております。3番目につきましては、先ほど説明がございましたので省きます。有効求人倍率についても、直近の形でこういう状況と1.32倍と。慢性的な人手不足ということになります。1倍台を維持しているということです。

これら電機産業の動向や鹿児島県内の状況を踏まえまして、基本的な考え方ということで、ページをめくっていただきまして、16ページから内容に入っていきたいと思っております。

特定最賃につきましては、何回も話をしておりますが、当該産業の基幹的労働者の最低賃金ということで、地域別最低賃金とは、ちょっと違うということをお願いしておきたいと思っております。地域別最低賃金821円に改正になりましたが、相対的に高い水準を、併せて相応の優位性確保が不可欠だと労働側としては思っております。また、②につきましては、同一労働同一賃金の観点から、欧州において普及している協約賃金が雇用形態間で基本給格差を生じにくくさせているという機能を果たしていることに鑑み、わが国においても特定最低賃金の活用について検討を行うことというようなことを推進法の中で、記載がされております。その特定最賃の役割は、ますます重要になっていると主張しておきます。③鹿児島県における電機産業の位置付けということで、別紙の1を見てください。九州地域内の従業員数、出荷額、付加価値額等々並べてみました。鹿児島は、一番上に位置付けておりますので、以降福岡から下に書いております。鹿児島県における経済の重要な役割を占めているというのが、右側が製造業計、4名以上となります。従業員数7万1千等々書いてあります。中で、電気器具関係では、従業員数が15003名というようなことで、2019年の工業統計調査を使っておりますので、この数字になっているかと思っております。付加価値額でも九州でトップ、従業員数では記載のとおり九州内では3位ということになっております。裏を開けていただきまして、別紙1(2)で順位を付けてみました。製造業におけます電機の割合ということで、従業員数については21.01%、全国で8位、これは占める割合ですので、ベースの金額、人数等々を基本に数字で占める割合ということで計算しております。九州では1位となります。製造品の出荷額についても、全国14位、割合としては20.31%、九州内では2位になります。付加価値額では、全国では2位ということで、33.77%九州ではもちろん1位になっているところです。鹿児島県の電機機械関係については、製造業の中で、大きく割合を占めております。まさに、産業を代表する電機関係がそれを引っ張っていると見て取れるのではないかと考えております。電機の果たしている役割として、大きくなっているということでございます。事業の公正競争の確保を図るうえでも、特定最賃の設定と適正水準への改善は不可欠だというようなことを主張しておきたいと思っております。17ページを開けてください。労働者側の基本的な考え方その2ということです。こちらの資料を使って話をいたします。先ほど開けていただきました別紙1の次にあります別紙2を開けてください。総務省の住民基本台帳移動報告をもとに、電機連合で作成した分になります。これを九州内の分だけ抜き取りました。県内の転入出割合等々と、あと新規学卒者の関係を記載しております。1番上が鹿児島になります。移動者ということで、外国人を含む移動者についてはマイナス、その下の福岡にマイナス表示が入っておりませんので、福岡には人が流れて行っていると、見れるということでございます。九州内、福岡を除くほぼほぼ各県はほかのところに人が流れて行っていると見えるのかなと思っております。その右ですけれども、県外の流出率というのが、県での受入が2181人ですけれども、高卒の方々は4049名外に出て行っているということです。

一覧表を見ますと、首都圏、福岡そういったところに多く人が流れて行っているようです。順位としては、全国で3位と高い数字になっております。地元で学んで、地元で働いて、就職していただけるようなもっと魅力のある鹿児島県を目指していかなければならないのではないかと、そのためには、電機産業における金額も大事な要素として、とらえていく必要があると考えております。また元の資料に帰っていただきますが、社会のデジタル化に対する期待は高まっているところです。電機関係は、この関係をもちろんけん引していく産業でございますので、優秀な人材を確保していかないといけない。そのためには地域別もそうですが、特定最低賃金が優位性のある金額でなければいけないと考えております。⑥につきましては、同じ金属産業、労働組合としては、金属の産業ということで、自動車も同じ金属産業として見ております。ただ自動車の場合は、新車小売りということで、単純に製造という形とは若干変わるかもしれませんが、そこと比較しましても、全国で見ました輸送機械用とか鉄鋼業に対応しても、電機の最低賃金は低い実態にあります。先ほど説明があったとおり、自動車は847円、電機は815円ということで、大きな差があります。こちらについても、計画的な格差改善が必要なのではないかと見ております。また、7番につきましては、先ほどの資料にもありましたが、電機関係の労働組合が出しております企業内のミニマム基準となります産業別最低賃金の金額改正が行われました。5事業所の平均で、1200円の引き上げが図られております。月額単純平均ですが、165660円とこれを加盟組織の平均月間労働時間で計算いたしますと、時間で1054円程度になります。これが組織をされている方々の最低の賃金ということになりますので、こうした結果を労働組合のない未組織労働者に波及をさせていくということが、この専門部会の役割であって、使命だと考えております。組織している労働者が、7367名トータルで、13527名の基幹労働者のうちに54.4%を占めておりますので、そういった意味では、専門部会のこの役割は、非常に大事だと考えております。最後の18ページでございます。18ページの考え方その3ということになります。鹿児島県最低賃金と特定最賃の推移を別紙の3で一覧にいたしました。2008年から並べております。2008年の特定最賃と地域別最低賃金の金額の差というのが、58円ありました。率にしまして、109.25%ということで、これが2020年になりますと、22円の差になっております。率にしまして、102.77%ということで、非常に優位性という意味では低下を続けているということになります。特に、近年102%台まで落ちております。こちらについては、鹿児島だけがどうこうということではないです。どこも110%台のところは106%になったり、105%台になっておりますので、徐々にこの差がついているということは、鹿児島だけがという主張ではないですが、率の数字がだいぶ低くなっているということだけは申し上げておきたいと思っております。最後に、九州内、中国四国の状況も今見ているところですが、毎年毎年、格差圧縮を目指してお話をさせていただいております。特に、熊本との格差等々どうなのかと昨年も申し上げましたが、実際、鹿児島県の特定最賃として、どうあるべきなのか、いくらであるべきなのかということ、また鹿児島に相応しい最低賃金なのかということを検討すべきではないかと考えております。絶対額を重視したいくら引き上げるかということではなくて、いくらであるべきなのかということ、議論ができたらいいのではないかと考えているところです。非常にたくさん並べて話をいたしましたので、今日第1回目ということで、金額についてはお示ししないということになりますけど、この金額提示についてということまで、資料で書いておりますので、一気に説明してよろしいでしょうか。

こういったことを踏まえまして、金額の提示につきましては、コロナ禍におきまして県内の

各企業は大変厳しい状況であるということは、当然理解をしております。ただ、先が全く見通せなかった昨年とは、状況が大きく変わっているということも事実なのではないかと思えます。別紙に、もう1個だけ準備をいたしました。労側が持ってくるものかはわかりませんでした。最低賃金を引き上げやすい環境整備についてということで、7月21日の経済財政諮問会議の中で使われた資料と聞いております。雇用調整助成金であったり、生産性向上の支援策であったりということが、わかりやすくまとめられておりましたので、参考的に持ってまいりました。こういったことで、企業の厳しい状況の中で、政府も何とか支援をしていこうということになっております。加えて、鹿児島県や地方自治体独自の支援策も進められていると思えます。労働者にも控除の支援策はありますが、こういった特定最賃の引き上げが一助になればと考えているところでございます。1年に1回の専門部会で、果たすべき役割は大きく、今年も真摯に議論をして全会一致に向けて努力することを確認いたしております。本日、使用者側代表委員の皆さんの見解を確認しましてから次回の専門部会で金額の提示をしていきたいと思えます。大変長くなりました。よろしく願いいたします。

○ 石塚部会長

ありがとうございました。ただ今、労側の方から、今年度の専門部会における基本的な考え方について、ご説明がありました。かなり詳細な資料を準備されていて、かいつまんで言いますと、まず最低賃金の趣旨、法的な根拠ということ。制度についての話、そして、この最低賃金の中で、地域別最低賃金と同じぐらいの形で特定最賃が各県で設定されているという特殊性、電機産業についての我が国、国際的な動向、そういった中での電機産業については、去年はコロナの影響で、全般的に落ち込んでいるわけですが、そこから少し回復してきているというそう言ったことをデータで示して、お話しされました。そして、そのうえで、鹿児島県の状況についての説明が、基本的にデータを基にして、お話をされました。鹿児島県においては、別紙の1、2、それから、3の資料を基に、製造業の中では、鹿児島県の場合は、電子部品、電気機械器具の部会に該当する製造業の中でも、関連の業績というのは、付加価値額等々を見ると、高いところにあるということで、そして製造業の中で、電気関係の割合というの、鹿児島県は九州の中でもかなり高いということ。そういった状況の中で、地域別最賃とそれから電気関係の最低賃金とは、それなりの差が、プラス α があっただけではないかということ。それから、人口動態が示されていて、人材の確保という面からも、最低賃金というのは大きいのではないかということ。それから、同じ特定最賃の中でも、自動車関連の最低賃金と比べるとかなり低い水準にあるので、そういったところも、引き上げていかなければいけないという一つの根拠になるのではないかということです。そういったことを、資料を示しながら説明をいただきました。最後に、地賃とそれから特定最賃との関係というのが、元来、特定最賃の優位性が保てなくなってきたところ、それから、一方では、電気関係の部会というのは、全国でたくさんあるわけで、他県との格差というのが、やっぱり考慮されるべきであろうということです。それがだんだん広がってきているのではないか。それからすると先ほどの人材の流出等々といったところを踏まえて、もう少しこれを改善していく必要があるのではないか。最後に、いろんな政府からの支援、雇用調整に関する支援金とか、そういったものも準備されている中で、この電気関係の企業の最低賃金を上げていくということは今後必要ではないか。そういった労働者側からの基本的な考え方というのが示されました。

それでは、続きまして、今度は、使用者側のほうから基本的な考え方というのをお願いしたいと思います。

○ 濱上委員

基本的見解ということで、A 4、2枚の資料でご説明させていただきます。

まず、業界を取り巻く環境ということでございます。前提といたしまして、小委員会でも話をいたしました。私どもも、電機・電子産業というのは、鹿児島県においては、特別な位置づけであると、それで、地域経済に貢献していかなければならないという強い使命感を持っていることは申し上げておきます。それから、賃金決定の大原則ということでございますが、事業継続、それから、雇用維持という観点から、それぞれの会社の支払い能力に応じて、労使協議を経たうえで、最終的には企業が決定するという賃金決定の大原則は堅守していきたいということでございます。

新型コロナウイルスの世界的な状況でございます。日本においては、徐々に改善はしてきているという状況でございますけれども、世界がどうなのか、それから、世界の経済の先行き、これは不透明な状況が続いている。好転はしているとは思いますが、世界経済としては、まだ不透明なのかなと思います。そのあとに、昨年のコロナ禍でのところですが、ここはちょっと専門的になりますので、ここは読ませさせていただきます。昨年のコロナ禍での市場需要低迷期と比較すると確かに回復基調になっているが、5G関連や半導体の生産インフラ関連など、一部市場に限定した回復となっている。つまり、好調なものとうそでないものの二極化が一層進んでいる。好調なものについても今の社会現象となっている半導体や一部の専用素材の供給不足に刺激された調達不安から、市場要求の実態以上に膨らんだ需要が多く含まれており、それぞれの不足部材の充足が進むと、その反動で急激な在庫調整に入るリスクを抱えている。また、逆に半導体等の基幹部品の調達可能量に応じた納入延伸要求を受けるリスクもあり、いずれにおいても先々の不透明感が拭えない状況である。テレワーク化で活況を呈していたPC需要にも早くも陰りが生じており市場需要の急激な軟化に警戒を強めているところである。価格面においても、依然として毎年の価格下落に追従し続けなくては生き延びられない市場環境にあり、雇用維持ということを考えると、企業の経営実態、改善能力を超えた賃金のアップには慎重にならざるを得ないと考えているところでございます。

それから、2枚目でございますけれども、鹿児島県の電子関連従業員数の推移ということで、全部ではなく、適用事業場数、適用労働者数の推移でございますが、そこに書いてありますとおりでございます。事業場数、適用労働者数とも平成時代は、ずっと減少してきておりましたが、令和になってから事業場数については下げ止まり、労働者数については逆に増加傾向にある。これは、地域経済を守るためにもこの傾向は維持しなければならないということでございます。先ほどから申し上げますが、支払い能力以上に賃金が上昇しますと企業の体力が落ち、最悪、事業場の閉鎖にもつながりかねないということは心配をしているところでございます。再び労働者の数が減り、地域経済が衰退していくことは何としても避けなくてはならないと思っているところでございます。

それから、引き上げ額についてでございますが、現在が815円、地域別が821円となったということで、そのままでいいとは私どもも思っていないと思いますが、どれくらい上に行けばいいのかというのは、正直まだ分かっておりません。グローバル競争に打ち勝つ、リスク低減などの施

策を講じたうえで、どのような水準を導き出せるのかということでもありますので、そこは、しっかり検討していかなければならないとは思っております。いずれにしましても、基幹産業、鹿児島にとっては重要な位置づけにあるすそ野の広い電子デバイス産業であるとは認識しておりますので、地域経済のためにもどのような額を示すべきなのかとは、真剣に議論していきたいと思っております。以上です。

○ 石塚部会長

ありがとうございました。ただ今、使用者側からは、基本的な考え方についてご説明がありました。基本的には、鹿児島県の中では、製造業においては基幹産業という位置づけは理解していて、したがって地域経済に大きな影響を与えるということで、貢献していかなければいけないと、そういった使命感は持っている。ただ一方では、こういう経済状況の中で、雇用の維持と支払い能力、そういったところは担保していかないと、結果的には雇いを減らしてしまうという結果になってしまうことになってしまう。それから、コロナ禍、それ以前の中で、世界経済の先行きが、非常に不透明な状況の中で、どのようにその需要を考えていくかということも、なかなか難しい。それから、製造業の中でも、電機関係の業界の中でも、好調な部分とそうでない部分というのが二極化しつつあるのではないかという懸念もある。そうすると、需要が多いところはいいが、そうでないところは、非常に苦しい状況にある。いいところでも、その状況によっては、急激に反動が出てくる可能性もある。そういった中で、賃金のアップというのを、企業の経営、それから、改善能力そういったものを加えたアップについては、慎重にならなくてはならないということです。そういった中で、引き上げ額についても言及されていて、地賃が821円になったということで、引き上げるということになると6円以上ということを考えなければいけないということになります。それをどの程度にしていくかというのは、今後の動向を見ないと中々判断ができないという状況である。そういった内容だったと思います。

今、労使双方から電気関係最低賃金の改正審議に当たっての基本的な考え方について述べていただきました。

今の労使各側の発言について、ご意見、ご質問等がございましたら、ここを出して議論していただければと思います。何かございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。労側から使側、あるいは、使側から労側、質問とか、ご意見とかございませんでしょうか。ではよろしいでしょうか。

○ 石塚部会長

それでは、ご意見、ご質問はないということでございますので、今の基本的考え方をお聞きした上で、考え方については、少し隔たりというのはまだあると思います。これをこれから調整していくという議論しながら進めていくということになります。労使双方から具体的な金額については、今日のところは出てきていませんけれど、今日のところはまだ難しいということですか。

○ 石塚部会長

それでは、今日の段階では、金額提示まではできないということでございます。本日は労使

各側から基本的な考え方を述べていただきました。かなり詳細なところまでお話しいただいたので、その考え方をベースにしてこれから議論していくということになります。

ただし、そんなに時間をかけるというわけにはいきませんので、今日のそれぞれの基本的な考え方これを持ち帰っていただいて、それをベースにして、次回は、具体的な金額を提示していただきたいと思います。そのことによって、より踏み込んだ審議をしていけるのかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。そういった形で、本日はよろしいでしょうか。

それでは、今日のところは、基本的な考え方を認識したというところで終わっておきたいと思ひます。

○ 石塚部会長

続きまして、議題6の今後の日程調整についてのほうに入っていきたいと思ひます。事務局の方から説明をお願ひしたいと思ひます。

○ 壺屋賃金室長補佐

今年度の第2回目以降の専門部会の開催日程でございます。第2回専門部会は、10月11日月曜日午前10時から、本日と同じ建物の1階の第1会議室で開催します。第3回専門部会は、10月18日月曜日午前10時から、本日と同じ第2会議室で開催します。現在、2つの日程を確保しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、第3回専門部会で結審しない場合は、第4回専門部会を開催することとなりますが、現時点では未定となっております。

以上でございます。

○ 石塚部会長

今、事務局の方から今後の日程につきましてご説明がありました。次回が来週の月曜日午前10時から1階の第1会議室で、それから、第3回の専門部会は、その次の週の同じ時間ですね、ここでということで確保しているということです。皆さんから日程についてご意見等はございませんか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 石塚部会長

それでは、この日程で進めさせていただきますと思ひます。

回数につきましては、一応2回ということを目安にしております。それを確認してください。もう一回確認すると、第2回を10月11日月曜日午前10時から、第3回を10月18日月曜日午前10時から開催したいと思ひます。

第3回までに結論が出なかった場合には、そこで日程調整を行って対応することとしたいと思ひますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

- 石塚部会長
それでは、議題7のその他ですが、委員の皆さんから何かございませんか。

- 石塚部会長
事務局の方から、何かございますか。

- 壺屋賃金室長補佐
先程、第2回、第3回の日程を決めていただきましたけれども、今から案内文書を配布させていただきます。配布文書で、日程をご確認いただけたらと思っております。
第2回専門部会が、10月11日月曜日午前10時から、本日と同じ建物の1階の第1会議室でございます。第3回専門部会が、10月18日月曜日午前10時から、本日と同じ第2会議室となりますので、今一度ご確認をお願いいたします。以上でございます。

- 石塚部会長
それでは、最後に、昨年までは、議事録の署名をお願いしてきましたけれども、今年の7月2日開催されました第1回本審におきまして、鹿児島地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程が改正されて、署名が廃止されたております。ただ議事録の信頼性を担保するために、議事録確認者を指名しておきたいと思っております。
労側は、三浦委員でよろしいでしょうか。

- 三浦委員
はい。

- 石塚部会長
使側は、濱上委員でよろしいでしょうか。

- 濱上委員
はい。

- 石塚部会長
それでは、お願いしたいと思います。
本日の専門部会は、これで閉会いたします。どうもありがとうございました。